

風評・風化対策分析強化事業（海外） 仕様書

1 事業名

風評・風化対策分析強化（海外）事業

2 事業の目的

福島県の風評・風化対策の効果を高めるため、諸外国に残る風評や風化に関する情報を多面的に分析するとともに、それらの結果を踏まえ事業推進の方向性を提案することを目的とする。

3 委託業務内容

(1) 福島県等が行う風評・風化対策に関する情報の分析に係る一切の業務を行うこと。
(企画・調査・調整・作成（印刷）・発送等を含む。)

ア 定量調査

県指定国・地域（韓国、台湾、アメリカ、イギリス、インド、オーストラリア）を調査地域とし、福島県を認知している 20 歳以上の成人を対象とした調査を実施（回収目標各国・地域 200～300 件以上、年代割付）し、分析すること。なお、次の(ア)から(エ)の項目については、調査必須とする。

(ア) 福島県のイメージについて

(イ) 福島県に対する関心度について

(ウ) 福島県への訪問意向について

(エ) 福島県産食品の購入意向について

(2) (1)を踏まえた海外における福島県の風評・風化の総括及び事業方向性の提案

4 本業務の成果品及び納期

(1) 成果品

ア 定量調査結果に基づく報告書（調査単位で提出）

イ 海外における福島県の風評・風化の総括及び事業方向性の提案に係る報告書（上記アに含めても可）

(2) 納期

ア (1)アについては、各調査実施後 30 日以内

イ (1)イについては、令和 9 年 3 月 25 日（木）まで

5 成果品の提出先

福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県風評・風化戦略室

6 事業実施に当たっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で、業務を実施するものとする。

また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

7 その他留意事項

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合でも、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

(2) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(3) 成果品の著作権等の取り扱い

ア 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて福島県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、福島県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

イ 本業務の実施による成果品は、著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

(4) 個人情報の取り扱い

本業務で個人情報及び特定個人情報を扱う場合は、流失・損失が生じないように、その保護について十分な注意を払うこと。

(5) 秘密の保持

本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

(6) その他

ア 業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な打ち合わせを行い、その決定に従うこと。

イ 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。

ウ 本仕様書に明示無き事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

エ ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(以上)